

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 33 号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年岩手県人事委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第 7 条の 3 育児休業条例第 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(部分休業の承認の請求手続)</p> <p>第 9 条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第 7 条の 3 育児休業条例第 5 条の 3 第 1 項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(職務復帰後における給与の取扱い)</u></p> <p>第 7 条の 4 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、育児休業条例第 6 条の規定に基づき引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 45 年岩手県人事委員会規則第 12 号）第 32 条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業の承認の請求手続)</p> <p>第 9 条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。）により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。